

障害児通所支援事業における運営に際しての主な留意事項 ※各サービス共通事項

運営に際しては、特に「1 利用定員関係」5項目、「2 業務全般」5項目、「3 児童発達支援管理責任者の業務」2項目、「安全管理関係」7項目、「5 県独自で定める基準」4項目にご留意いただき、児童発達支援、放課後等デイサービスの適切かつ質の高いサービスを提供してください。

なお、運営規程には、これらの項目を踏まえた具体的な取り組みを規定してください（「運営規程作成要領」参照）。

1 利用定員関係

(1) 利用定員（基準省令第11条、第59条、第69条）

区分	利用定員	例外
児童発達支援	10人以上	主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上
医療型児童発達支援		—
放課後等デイサービス		主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上

(2) 利用定員に関する特例（基準省令第82条）

○多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）の場合

利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上

（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、5人以上）

○多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く。）の場合

利用定員の合計数が20人以上である場合は、当該多機能型事業所において実施する指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下、「指定児童発達支援」という。）の利用定員は5人以上

(3) 定員の遵守（基準第39条ほか）

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならないこと。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(4) 提供拒否の禁止（基準省令第14条）

○原則として、利用申込みに対して応じなければならず、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものであること。

○提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、次のとおりであること。

- ①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあつた場合
- ②入院治療の必要がある場合
- ③当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合
- ④その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合

(5) サービス提供困難時の対応（基準省令第16条）

基準省令第14条の正当な理由により、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないこと。

2 業務全般関係

(1) 相談及び援助（基準省令第29条）

常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないこと。

(2) 指導・訓練等（基準省令第30条）

- 児童発達支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。
- 指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施すること。
- 障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(3) サービスの提供の記録（基準省令第21条ほか）

指定児童発達支援を提供した際には、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこと。

(4) 秘密保持等（基準省令第47条）

- 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
また、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこと。
- 障害福祉サービス事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならないこと。

3 児童発達支援管理責任者の業務

(1) 児童発達支援管理責任者の責務（基準省令第28条関係）

児童発達支援計画の作成（基準省令第27条）のほか、次の業務を担うこと。

- ①相談及び援助（基準省令第29条）に規定する業務を行うこと
- ②他の従業者に対して、指定児童発達支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(2) 児童発達支援計画の作成等（基準省令第27条ほか）

- 通所給付決定保護者及び障害児に面接し、アセスメントを行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならないこと。
- アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、
 - ア 通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向
 - イ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期
 - ウ 生活全般の質を向上させるための課題
 - エ 指定児童発達の具体的内容（行事や日課等も含む）
 - オ 指定児童発達支援を提供する上での留意事項
 等を記載した児童発達支援計画を作成しなければならないこと。
- 児童発達支援計画の様式は、指定事業所毎に定めるもので差し支えないこと。
- 児童発達支援計画の原案を作成し、以下の手順により児童発達支援計画に基づく支援を実施すること。

- ア 指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めること。
- イ 作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること
- ウ 通所給付決定保護者へ当該通所支援計画を交付すること
- エ 当該児童発達支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、児童発達支援計画を見直すべきかどうかについての検討(少なくとも6月に1回以上。)を行うこと(定期的な通所給付決定保護者及び障害児の面接によるモニタリングの実施と、その記録の保存)。

4 安全管理関係

(1) 緊急時等の対応(基準省令第34条)

事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに、障害児の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこと。

(2) 非常災害対策(基準省令第40条ほか)

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備【消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備】を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画【消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画】を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならないこと。
- 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

(3) 衛生管理等(基準省令第41条)

- 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。
- このほか次の点に留意すること。
 - ①感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。
 - ②特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省通知等に基づき適切な措置を講ずること。

(4) 身体拘束等の禁止(基準省令第44条ほか)

- 指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならないこと。
- やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないこと。

(5) 虐待等の禁止(基準省令第45条ほか)

- 障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(6) 苦情解決（基準省令第50条）

○提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずること。

なお、当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。

○苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録すること。また、指定児童発達支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきであること。

5 尼崎市独自で定める基準

次の基準については、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」（以下、「尼崎市基準条例」とする。）により本市独自基準を定めています。

(1) 人格の尊重（基準省令第3条）〔尼崎市基準条例第3条第2項〕

○当該事業を利用する障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に障害児等の立場に立って指定通所支援を提供しなければならないこと。

(2) 暴力団等の影響の排除〔尼崎市基準条例第3条第3項・第4項、第4条〕

○事業所等の管理者は、暴力団員等であってはならない。

○運営に際は、暴力団等の支配を受けてはならないこと。

○事業者は、暴力団等でないものとする。

(3) 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表（基準省令第26条）

〔尼崎市基準条例第3条第5項〕

○提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図り、その評価の結果を公表するよう努めなければならないこと。（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

（※児童発達支援及び放課後等デイサービスは、基準省令第26条において、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない、と規定されています。）

(4) 研修による計画的な人材育成（基準省令第38条）〔尼崎市基準条例第3条第6項〕

○従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないこと。

○研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めること。

(5) 記録の整備（基準省令第54条）〔尼崎市基準条例第3条第1項〕

○障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を「完結した日」から5年間保存しなければならないこと。

①提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録

②児童発達支援計画

③身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録

④事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 等

(6) 事故発生時の対応（基準省令第52条）〔尼崎市基準条例第3条第7項〕

- 障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県・市・当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと。
- 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
- 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じ、その改善策を従業員に周知する体制を整備すること。
- 障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこと（賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと）。